(c)　知る必要がある全ての個人が、秘密情報取扱資格を有すること。
(d)　秘密情報取扱資格が、第八条に規定する方法と同様の方法により決定されること。
(e)　秘密情報へのアクセスを認められる個人に関して、第八条(c)に規定する基準が満たされていることを保証するために、適当な手続が、実施されること。
(f)　秘密情報へのアクセスを有する全ての個人が、当該秘密情報を保護するための責任について通知されること。
(g)　秘密情報を受領する締約国政府は、当該秘密情報を提供する締約国政府の当該秘密情報がこの協定において求められているとおりに保護されることを確保するために、当該秘密情報が保管され、又は当該秘密情報へのアクセスが行われている契約者の各施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。
(h)　秘密情報へのアクセスが、知る必要がある個人に限定されること。
(i)　秘密情報取扱資格を有し、かつ、当該秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿が、各施設において保持されること。
(j)　秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する適格な個人が、指名されること。
(k)　秘密情報が、第十一条に規定する方法と同様の方法により保管されること。
(l)　秘密情報が、第十条及び第十二条に規定する方法と同様の方法により送付されること。
(m)　秘密指定された文書及び秘密指定された装備が、前条に規定する方法と同様の方法により破壊されること。
(n)　秘密指定された文書が、前条に規定する方法と同様の方法により複製され、及び管理の下に置かれること。
(o)　秘密情報の翻訳が、前条に規定する方法と同様の方法により行われ、かつ、複製物が、当該方法により取り扱われること。

第十五条

秘密情報を提供する締約国政府は、当該秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつ及び紛失又は漏せつのあらゆる可能性について直ちに通知され、当該秘密情報を受領する締約国政府は、状況を特定するために調査を開始する。当該秘密情報を受領する締約国政府は、当該秘密情報を提供する締約国政府に対し、当該調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報を送付する。

第十六条

この協定及び補足実施取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府間の協議によってのみ解決されるものとする。

第十七条

(a)　この協定は、署名の日に効力を生ずる。
(b)　この協定の改正は、両締約国政府の書面による同意により行われる。
(c)　この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。
(d)　この協定の終了の後においても、この協定に従って提供された全ての秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

二千十一年十月二十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　玄葉光一郎
フランス共和国政府のために
　フランソワ＝グザヴィエ・レジェ

○農林水産省告示第二千二百二十号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成十五年十月一日農林水産省告示第千五百三十八号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則」の下に「（以下「規則」という。）」を加え、各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは持分会社又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体が規則第二条第二十一号に掲げる事業を行う場合にあっては、七のとおりとする。

第二号中「に係る議決権を含む」を「についての議決権を含む。以下同じ」に改め、第三号から第六号までの規定中「すべて」を「全て」に改める。

本則に次の一号を加える。

七　畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは持分会社又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準

次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。

イ　資本金の額又は出資の総額が三億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が三百人を超えていること（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人に該当する場合を除く。）。

ロ　総株主の議決権又は総出資者の議決権の二分の一以上が同一のイに該当するものの所有に属していること。

ハ　総株主の議決権又は総出資者の議決権の三分の二以上がイに該当するものの所有に属していること。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十三年度の事業年度から適用する。

○農林水産省告示第二千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字丸野六四九の五（次の図に示す部分に限る。）、字野々首一一二〇の六から一一二〇の九まで、一一二〇の一四、字大薮五〇〇の七八（次の図に示す部分に限る。）、美郷町南郷区上渡川字田出原七九四から七九六まで、西臼杵郡日之影町大字岩井川字東川口二二六九の一、二二六九の三、二二六九の五、二二六九の九、二二六九の一〇、二二六九の一二、二二七〇の一、二二七四の一、都城市山田町中霧島字上大迫一四五一の一（次の図に示す部分に限る。）、一四五三の一五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸野六四九の五・字野々首一一二〇の九・一一二〇の一四・字大薮五〇〇の七八・字田出原七九四・七九五・字東川口二二七〇の一・二二七四の一・字上大迫一四五一の一一・一四五三の一五（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。